

水戸市公共工事に要する経費の前金払に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）附則第7条の規定による公共工事に要する経費の前金払（以下「前金払」という。）について、政令、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）及び水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。
- (2) 土木建築に関する工事 省令附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事をいう。
- (3) 材料費等 省令附則第3条第1項に規定する材料費等をいう。
- (4) 中間前金払 省令附則第3条第2項に規定する既にした前金払に追加してする前金払をいう。

(前金払の対象経費等)

第3条 前金払の対象となる経費は、工事1件の請負代金額（測量並びに土木建築に係る工事の設計及び調査における業務委託料を含む。以下同じ。）が200万円を超える公共工事のうち市長が必要と認めるものに要する経費とする。

2 前払金の額は、当該公共工事に要する経費の10分の3（土木建築に関する工事にあっては、材料費等相当額の10分の4）に相当する額を上限とする。

3 前項の規定による前払金の上限額に10万円未満の端数を生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(前金払の請求)

第4条 前金払を受けようとする受注者は、前金払請求書（様式第1号）に、財務規則第85条第3項に規定する前金払保証書2通を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、前金払をする必要がないと認める場合を除き、その日から14日以内に当該請求に係る前金払をするものとする。

(中間前金払の対象経費等)

第5条 中間前金払の対象となる経費は、次の各号に掲げる要件に該当する土木建築に関する工事のうち市長が必要と認めるものの材料費等相当額として必要な経費とする。

(1) 省令附則第3条第2項各号に掲げる要件に該当すること。

(2) 工事1件の請負代金額が500万円以上であること。

2 中間前払金の額は、当該土木建築に関する工事に係る材料費等相当額の10分の2に相当する額を上限とする。ただし、既にした前払金の額と合計して材料費等相当額の10分の6に相当する額を超えることはできない。

3 前項の規定による中間前払金の上限額に10万円未満の端数を生じるときは、当該端数

を切り捨てるものとする。

（中間前金払の要件の認定）

第6条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払認定申請書（様式第2号）に、履行報告書（様式第3号）を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、直ちに審査を行い、その結果を中間前金払認定（非認定）通知書（様式第4号）により申請日から7日以内に当該申請をした者に通知しなければならない。

（中間前金払の請求）

第7条 前条の規定により認定を受けた受注者は、中間前金払請求書（様式第5号）に、財務規則第85条第3項に規定する前金払保証書2通を添付して市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による請求があったときについて準用する。

（部分払との調整）

第8条 第3条第1項又は第5条第1項の規定にかかわらず、財務規則第151条第1項の規定に規定する部分払（以下この条において「部分払」という。）をした公共工事については、前金払又は中間前金払をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）複数年度にわたる公共工事において、前年度に部分払をしたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき。

（請負代金額変更に伴う措置）

第9条 市長は、設計変更等により請負代金額が著しく増額された場合において、必要があると認めるときは、既に支払った前払金又は中間前払金を増額することができる。この場合において、増額後の前払金又は中間前払金の額は、第3条第2項又は第5条第2項の規定による額を超えることはできない。

2 市長は、請負代金額が著しく減額された場合において、既に支払った前払金の額が減額後の請負代金額の10分の5（中間前払金を受けている場合にあっては10分の6）を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還させなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の超過額が相当の額に達し、その全てを返還させることが適当でないと認められるときは、受注者と協議して返還すべき超過額を定めることができる。ただし、請負代金額が減額された日から20日以内に協議が整わない場合は、市長が定める。

4 市長は、前項の規定により返還すべき超過額を決定したときは、期日を指定してその超過額を返還させなければならない。

5 市長は、第2項及び前項の規定により指定した期日までに前払金又は中間前払金の超過額の返還がないときは、指定した期日の翌日から納付するまでの日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の例により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（継続費等に係る前金払等）

第10条 債務負担行為及び継続費（以下「継続費等」という。）に係る2年度以上にわたる

公共工事については、年度ごとに、当該年度の支出額に基づき算出される第3条第2項又は第5条第2項の規定による額を上限として前金払又は中間前金払をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、初年度の支出額を上限として、翌年度以降の支出額に基づき算出される前払金又は中間前払金の額を合計して初年度に支払うことができる。

- (1) 年度末に契約を締結するとき。
- (2) 国庫補助事業等の予算執行として必要があるとき。
- (3) 工期が12カ月以内であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき。

(返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支払った前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させなければならない。

- (1) 当該公共工事の請負契約が解除されたとき。
- (2) 保証事業会社が当該公共工事の保証契約を解除したとき。
- (3) 当該公共工事が土木建築に関する工事である場合において、受注者が、支払を受けた前払金又は中間前払金を材料費等以外の経費に支出したとき。

2 第9条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により前払金及び中間前払金を返還させる場合について準用する。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 (平成20年12月10日告示第230号)

この要項は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第2条第4号及び第5条から第7条までの規定並びに第8条から第11条までの規定中中間前金払に関する部分は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年5月18日告示第114号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月28日告示第55号)

この要項は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年7月11日告示第175号)

この要項は、平成24年8月1日から施行する。

付 則 (平成29年6月21日告示第156号)

(施行期日)

1 この要項は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項、第5条第2項ただし書及び第9条第2項の規定は、この要項の施行の日以後に入札の公告又は請負業者の指名をする入札について適用し、同日前に入札の公告又は請負業者の指名をした入札については、なお従前の例による。

付 則 (令和4年3月31日告示第123号)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和 7 年 7 月 8 日告示第 276 号）

この要項は，令和 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし，第 2 条第 4 号，第 3 条第 1 項（「130 万円以上の」を「200 万円を超える」に改める部分を除く。），第 5 条第 1 項第 1 号，第 8 条及び第 10 条第 4 号の改正規定は，公布の日から施行する。

前金払請求書

年 月 日

水戸市長 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

前払金請求額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

下記の工事について、上記請求額を前払金として請求します。

記

工 事 名 工事

請負代金額 ￥ 円

受領済金額 ￥ 円

契約年月日 年 月 日

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

前金払請求書

年 月 日

水戸市長 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

前払金請求額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

下記の業務委託について、上記請求額を前払金として請求します。

記

業務委託の名称委託

業務委託料 ¥ 円

受領済金額 ¥ 円

契約年月日 年 月 日

履 行 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

中間前金払認定申請書 年 月 日 水戸市長 様 受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を、履行報告書を添えて請求します。	
工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円
前 払 金 額 (受 領 済 額)	金 円
契 約 日	年 月 日
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
摘 要	

様式第3号（第6条関係）

履 行 報 告 書

工 事 名： _____ 工事 契約日 _____ 年 月 日
工 期： _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日（工期の中間日： _____ 年 月 日） 報告日： _____ 年 月 日

工 種 等		工 程 表												構 成 率 (A) %	進 捗 率 (B) %	出来高率 (A*B) %	備 考
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月				
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																
	計画																
	実施																

中間前金払認定（非認定）通知書

第 号
年 月 日

様

水 戸 市 長 印

年 月 日付けで認定の請求があった下記工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求できる要件を備えていることを認定したので通知します。
（備えていませんでした）

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円
前 払 金 額 (受 領 済 額)	金 円
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日

中間前金払請求書

年 月 日

水戸市長 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

中間前払金請求額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

下記の工事について、上記請求額を中間前払金として請求します。

記

工 事 名 工事

請負代金額 ￥ 円

受領済金額 ￥ 円

契約年月日 年 月 日

工 期 年 月 日 ～ 年 月 日